

## 「高校生向け独禁法教室」の開催について

平成20年6月23日  
公正取引委員会事務総局  
東北事務所

公正取引委員会事務総局東北事務所は、近い将来、社会人として経済活動に参加する高校生に対し、独占禁止法等の役割を理解してもらうために、平成19年度から当事務所管内の高等学校に対して「高校生向け独禁法教室」を開催してきました（別紙「独禁法教室ガイド」参照）。

このたび、その一環として仙台市において、同教室を下記のとおり開催することとしました。

なお、高校3年生を対象とした授業は今回が初めてです。

### 記

- 1 日 時  
平成20年6月25日（水）12：00 ～ 12：50
- 2 学 校  
宮城県宮城広瀬高等学校 3年生1クラス（女子クラス）  
（仙台市青葉区落合4 - 4 - 1）
- 3 講 師  
公正取引委員会事務総局 東北事務所職員
- 4 内 容  
「入札談合はなぜ悪いのか？」等についてグループ討議，模擬立入検査等

今回の独禁法教室は、授業中のカメラ撮影，傍聴取材が可能です。御希望の場合には、事前に当事務所に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局東北事務所総務課 電話 022 - 225 - 7095 (直通)
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp">http://www.jftc.go.jp</a>

# 高等学校で独禁法教室を開校

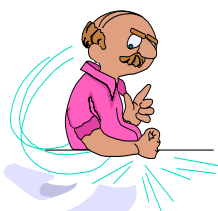
公正取引委員会事務総局東北事務所では、近い将来、社会人として経済活動に参加する高校生に対し、社会人の視点に立って市場経済と独占禁止法等の役割を理解していただきたいと考えております。そこで、平成19年度より高等学校の授業に職員を講師として派遣し、独禁法教室を開催しています。

## ◆ 独禁法教室とは...



公正取引委員会事務総局の職員が講師として学校に出向き、生徒の皆さんに『公正取引委員会』とはどのような役所なのか、公正取引委員会が所管する『独占禁止法』や『景品表示法』などを分かりやすく説明し、理解してもらいます。

## ◆ 独禁法教室の内容は...



職員の実務経験や身近な話題を例に挙げながら、公正取引委員会の役割  
価格カルテル、入札談合等の独占禁止法違反行為  
消費者に誤認を与える不当表示等の景品表示法違反行為  
等について紹介します。

その後、グループに分かれて事例研究を行って発表してもらい、その内容について議論します。

また、独占禁止法に違反する疑いのある行為を行った企業等に対して公正取引委員会が行う立入検査を生徒に体験してもらいます。

## ◆ 開催校

平成19年度においては、宮城県内の高等学校2校で開催しました。平成20年度においても、宮城広瀬高等学校のほか数校で開催する予定です。